

〔講演〕

砂川事件と田中耕太郎最高裁長官

布川玲子

（当日配布レジメ）

1. はじめに
最近日本で公開された砂川事件関連米解禁文書
2. 田中耕太郎長官による米側への裁判情報提供（3回）
3. 布川のG73書簡入手経緯と米公文書開示制度
2013年1月、米国の情報自由法（FOIA）に基づき日本から開示請求して入手。
4. 田中長官の行動について
法的問題点と田中長官自身の考え
司法権の独立、裁判官の独立、裁判所法75条（評議の秘密）
5. 田中大法廷判決を規律したもの
アカデミズムと人格的活動
法哲学者田中耕太郎と司法による自然法の実践
6. 結び
田中の行動は、いわゆる「司法積極主義」なのか。

注

- * 砂川事件（砂川刑事特別法事件）東京地裁判決 1959.3.30 裁判長伊達秋雄
跳躍上告された最高裁大法廷判決 1959.12.16 裁判長田中耕太郎
- * 刑事特別法（日米安全保障条約に基づく行政協定に伴う刑事特別法）
- * 旧日米安保条約（1951）を改定した現行日米安保条約（1960.1.19締結1960.6.23発効）

講師：レジメにそってお話していきます。はじめに最近日本で公開された砂川事件関連の米解禁文書ということですが、これはまず、2008年に新原

昭治さんという国際問題研究者でジャーナリストの方が、米国の国立公文書館NARAに通われて調査をしていらっしゃる。

新原さんは、安保条約関連の調査に行ってらしたんですが、たまたま砂川事件関連の沢山の資料を発見されました。これが始まりです。それは、ダグラス・マッカーサー2世駐日米大使、この方は、戦後日本が占領統治されていた時代のGHQの最高司令官マッカーサー将軍の甥にあたるんですが、その方が、本国の国務省長官宛てに送った電報であったり書簡であったりですが、この中に、砂川事件関連のものが、その時14通ほど見つかったんですね。これはまとめて、というのではなくて、いろいろなファイルの中に混じっているものの中から、新原さんが砂川事件関連のものを取り出して、日本で紹介して下さったんですね。これは、当時新聞で大きく報道されました。

そこで、特に注目されたのは、その時の日本の最高裁長官の田中耕太郎が、マッカーサー大使と面談していたことです。そして、砂川判決の見通し、当時地裁判決が、最高裁に移っているわけですが、それが、どれくらいで判決が出るかということの見通しを語っているという文書が、衝撃的なニュースとして報道されました。

それで、私も非常にショックを覚え、授業で、学生にも紹介しました。それは、なぜかという、政治の問題については、非常にいろんなことがあるだろうというように思うわけですが、司法というのは、もう少し何といたんですか厳正なものだというような信頼感が一般にはあると思うんですね。そんな中で最高裁長官が、米軍基地の存在が、合憲かどうかということが問われている砂川事件について自分が、それを裁く立場にある最高裁長官が、一方の当事者であるアメリカの大使を通じて、アメリカ側に情報を提供しているということを知った時は、非常に驚きました。

それで、砂川事件、これは正式には、レジメの下の注にあるように砂川刑事特別法事件ということですが、第一審東京地裁判決は、裁判長は伊達秋雄さんという方ですが、これを米軍駐留が違憲であるということ根拠

にして、結局、被告人達を無罪としました。それが1959年3月30日。これは、伊達判決ということで、知られています。皆さんも憲法の授業はもちろん、高校の教科書でも、名前を聞いたことがあるのではないのでしょうか。

ところでその当時の政治状況ですが、その当時というのは、丁度、レジメの注にあるように旧日米安保条約の改定交渉が、非常に大詰めを迎えていた時期なんですね。そこで、砂川裁判との関連ですが、伊達判決は、刑事特別法、これが被告人らを起訴した刑罰根拠の法律ですが、それが、米軍駐留は違憲だということで、安保条約に基づく行政協定を根拠とする刑特法で裁くことはできないということで、無罪判決を出しました。これは、もう本当に日米両政府にとって、大変な青天の霹靂で慌てふためいたわけです。それで、もうこれは異例の跳躍上告、跳躍上告というのは、ご存じだと思いますが、高等裁判所、この場合は東京高裁ですが、を飛ばして、いきなり最高裁にいきました。ということは、それだけ当時の状況としては、安保条約改定交渉が大詰めの段階にあるわけですから、なんとしても米軍駐留は合憲だということ、憲法上問題ないというお墨付きを早く出してもらわなきゃいけない。そこで、当初は1959年の7月に弁論を終えて、9月に一番伊達判決破棄の判決が出ることを期待し、それを踏まえて、改定新条約を調印するという日程が上っていました。それくらい急いでいた、ということです。結局12月まで判決は、ずれこみましたが…。というような状況で、最初に言ったようにマッカーサー大使が田中最高裁長官に会って、いつ判決を出してくれるんだというような、せっつくというんでしょうか、その見通しを聞いたということになります。これが今日の話の始まりです。

この田中長官とマッカーサー大使の面談ですが、米解禁文書の報道は、非常にショックではありましたが、一方で田中長官というのは非常に政治的な人間だから、文部大臣もやった方なんですけど、そういう人物だから、ありそうな話、想定範囲という、引いたというか、クールな反応も一部にありました。

しかし、その後2011年になって、他のやはりジャーナリストの末浪靖司さんという方のNARAでの調査によって、同じように田中長官がマッカーサー大使と会って裁判情報を伝えていたことが明らかになりました。今度は単にいつ頃判決が出るかなんていう話じゃなくて、評議、弁論が終わった後、裁判官たち、大法廷ですから15名ですね、その大法廷の裁判官たちが、いろいろ判決に向けて会議を重ねるわけですが、そこで出てくる意見の腑分けっていうんでしょうか、どんな意見が出ているかというような、評議内容を詳細に語っていたことが、末浪さんが発見した米公文書でわかりました。

そういうことの中で、日本側のそれを裏付けるような公文書はないのか、ということになります。アメリカにこれだけきちっとあるのですから、あっておかしくないわけだし、あるべきだということもあります。それを開示してほしいという行政文書の開示請求を、法務省や外務省とか、最高裁とか、すでに新原さんの発見文書に関連して市民グループでやってきたことを重ねて末浪さんの発見文書に関連してもやることになりました。私も当初からこの開示請求の市民活動に関わっていましたが関係上、新たな開示請求に際し米公文書の翻訳を担当しました。その過程でG73書簡というものが文中に出てきて、そっちで既に、田中長官が、かなり裁判情報を伝えていることが推察されました。それで、それをどうしても見たいと思ったわけです。ところがそれは、末浪さんに問い合わせましたところ閲覧禁止扱いになっていることがわかりました。

NARAは、行政府から移管された公文書を開示しますが、その中で、安全保障上問題があるとかあるいは個人情報といった理由で公開ができないものをチェックします。それで、G73という私が最終的に入手した文書は、安全保障上の理由によって引き抜かれていました。そういうことで、しかし、もし一旦開示されたのなら、誰か見た人がいたんじゃないかとか、NARA以外の、例えば、大統領図書館などにあるのではとかいろいろのことを思って、同僚の国際政治学者はじめいろいろの方々に問い合わせたり、

手立てを尽くして捜しました。それで、結局は一旦開示されずに、資料開示の手続きというんでしょうか、行政官庁から、この場合国務省ですが、国務省から移管された文書を開示のために整理する段階で、もう既に安全保障上の理由で、抜かれたようだということがわかりました。それでは、誰も見た人もいないし、どこにも見れるところがないなら仕方がないかなと思いました。しかし、諦めきれずにいろいろしつこくやっけていまして、そしたら、フォイアというFOIAですね、アメリカの情報自由法。Freedom of Information Actというんですが、それにもとづくアメリカの情報公開制度は、非常に進んでいまして、世界に開かれていて、日本にしながら開示請求の手続きができるということがわかりました。もっとも実際に開示してもらえる可能性は、まればけれどもと言われましたが。駄目もとでやってみました。

砂川事件関連米解禁文書については、最初に述べましたが、新原さんあるいは、末浪さんの大変なご努力に負っているわけです。NARAは、アメリカの大変不便な所にあるらしいのですがそこへ何回も行って、相当期間滞在して、膨大な文書群の中から求めている資料をさがすという気の遠くなるような作業をするわけです。しかし私の場合は、すでに見たい文書が特定されていますので、G73書簡が見たい、しかしそれは抜き取られているので、それを開示してほしいというFOIAに基づく開示請求の手紙をNARAに出したわけです。それは、もう本当に日本にしながら、110円の航空郵便で出したんです。去年ですか、2013年の1月に出しました。そうしたら、幸運なことに開示してくれたんです。開示した上で、お前の便宜のためにコピーして送ってあげるといふ送り状を付けて、送ってくれました。みんなびっくりしました。皆さんにお配りした資料にあるこれです。ちょっとご覧ください。

この英文の、英文が2枚と、翻訳とその送り状ですね。ちょっと詳しい話になりますが…。原文コピーの左横余白に横組みで、1行目DECLASSIFIEDとあるスタンプが押されていますね。2013年1月16日を

示すNARA.Date 1/16/13とあります。これが、私が1月初めに出した請求の手紙を、受け取ったらすぐに、1月16日に開示してくれたことを示しています。請求により開示して、送ってくれたということです。そういうことで、アメリカにも行かず、110円の切手代だけで入手できました。請求を受け付けました、という返信だと思って開封したら、原文コピーが出てきたので、びっくりして興奮しました。

余談になりますけれども、砂川事件関連では、アメリカに批判的な話をしているわけですが、アメリカのこの情報開示制度に限っていえば、すごいなと思いますね。だって、日本の開示制度というのは、そもそも文書が保存されていないことが多いわけですね。それで日本の研究者は、日本のことを知るために、アメリカの解禁文書を調査する。そして日本側の対応するような文書ということで、外務省だの法務省だの最高裁なりに開示請求をする。その結果の多くは、対応する文書は存在しないという回答ですが…。その回答をもらうために、いろいろ手続きが大変です。弁護士に依頼しなくても、やればできるのかもしれないけど、大抵弁護士にお願いすることになっちゃうんですね。そもそも行政の情報というのは、国民のものですよね。しかしそれを知るために日本国民は、大変な思い、大変な時間と大変な費用をかけなきゃならない。それに比べ、アメリカの場合はアメリカ国民のみならず、外国人全員に情報が開かれていて、入手手続きも簡単、迅速です。それで、私は本当に短い要件だけの文章で、請求したわけですね。身分証明書も何も要らない。返信用の切手同封とか、そんなこともなくて送ってくれたという、まさに世界に開かれている情報開示の素晴らしさを体験しました。

それから、最初に言ったようにこのG73書簡というのは、安全保障上の理由で引き抜かれていたということなんですが、オバマ大統領が、情報公開を推進する方針の中で、なるべくそういうものでも出すようにという大統領指令を出した。その流れの中にあつたということもあります。これは、先ほどご覧いただいたスタンプの2行目にあるE.O.13526という大統領指

令の番号でわかることです。以上で、レジメの1～3までお話ししました。ここで米解禁文書の中身について、少し見ておきたいと思います。

最初の2008年の新原さんが発見された文書では、伊達判決ショックで、あわてふためいた当時の藤山外務大臣とアメリカのマッカーサー大使が、伊達判決が3月30日に出たその翌日、それも朝8時ですよ、朝8時に会っています。それで、跳躍上告という方法があるというのをアメリカもよく知っているんですね、そういう方法があるということをいう。日本でも、それはそういう方法で考えるということをいう。別にアメリカに強制されたという訳でもないでしょうけれども。とにかく安保改定に差し障る前に早く何ていうのでしょうか、米軍駐留は合憲なんだというお墨付きを早く出して欲しいと。そうすれば、逆に反対勢力を押し込める力に、逆転できるんだからというような話も出てきます。

3月31日発信電報の原文を読みます。「今朝8時に藤山と会い、米軍の駐留と基地を日本国憲法違反とした東京地裁判決について話し合った。私は、日本政府が迅速な行動をとり東京地裁判決を正すことの重要性を強調した。私はこの判決が、藤山の重視している安保条約についての協議に複雑さを生み出すだけでなく、」云々に続き日本政府がとりうる方策として、跳躍上告、高裁を飛ばして最高裁へいくという方法があるんじゃないかということ、示唆し勧めています。藤山も全面的に同意とあります。

そんな流れの中で、冒頭に述べたような、田中最高裁長官とマッカーサーが会って、7月半ばに審理が開始、その後判決までには、数ヶ月かかるという見通しを伝えたことが4月24日の発信電報に出てきます。

その後、明らかになった末浪さん発見の11月5日発送書簡では、15人の裁判官による評議内容を田中長官は、詳しく伝えるというような話になります。その会談の時期は、法廷での弁論が終了後、評議段階に入っているときで、その評議の中身を伝えているわけですね。まさに重要な裁判情報漏洩です。

私が、先ほど入手経緯を詳しく述べたG73書簡は、8月3日発送ですか

ら時期的には、この書簡の前に入ります。その内容は、資料にお配りした通りですのでご覧ください。8月ですから、まだ弁論が始まってなくて、これは弁論の時期を伝えてあります。それが、ものすごいスピードなんです。口頭弁論が9月初旬に始まる週の1週につき2回、午前と午後、ぶっ通しで開廷すれば、およそ3週間で終ると言ってます。これは、実際その通りだったそうです。それからこの書簡で大事なことは、少数意見を封じ込めようという訴訟指揮方針を述べていることです。田中長官は、「結審後の評議は、実質的な全員一致を目指して、世論を揺さぶる素になる少数意見を回避するようなやり方で運ばれるように願っていると付言した」とあります。

それから弁論の時期についてですが、これを当事者に伝える前に、先にアメリカ側に伝えているんですね。これもすごいことだと思います。この書簡は、皆さんご覧の通りこの後に安保条約との関連の話が出てきます。読むのは省きますけれども。ここの部分で、安全保障上の理由から当初抜き取られていたのであろうと思います。

そんなことで解禁文書の話は終わりにします。次にこれは、最初にお話したほうがよかったかもしれませんが、砂川事件のことを、ある程度ご存じだと思うんですが、ちょっと補足しておきます。砂川事件というのは、いろいろありますが、ここで話題にしているのは、1957年の砂川刑事特別法事件ということで、何が問われたのか、何が刑罰対象になったのかといえば、米軍基地の中に入ったということです。というのは、砂川というのは、東京の立川にある、旧砂川町という所なんです。そこに米軍の基地があったんですが、その拡張計画が進んで、測量するという。そこは農地、農地といっても桑苗、お蚕さんが食べる桑ですね、その桑苗の畑が、桑苗農家が沢山あるところなんです。その農地の買収に、反対する人たちが大勢いて、基地の中にも農地を持っている。それで、拡張反対のために学生や労働者や宗教家が支援に行くことが増えるわけです。当時はまだ戦争の記憶も新しい頃ですし、この砂川基地拡張計画反対、米軍基地反対という

のは、ものすごく盛り上がったんですね。ほとんどの大学生が、バスを連ねて行ったというようなことも聞いています。聞くところによれば、ノーベル賞作家の大江健三郎さんも当然いらして、それが、非常に印象深かったと聞きました。というのは中学校の講堂か何かで、みんな寝泊まりしているわけですが、その中でも大江さんは、いつも本を読んでいたそうです。

それから、私にとって身近なのは、地元川崎との縁です。私は生まれも育ちも川崎、川崎原住民のような古くからの川崎の家の人間です。そこは、昔は農村であり、のりの養殖が盛んな漁村だったのですが、埋め立てられ段々工業地帯、京浜工業地帯の中心になっていきます。皆さんご存知だと思いますが。その中で、日本鋼管という大きな製鉄工場があります。ここはもう夜中ずっと空が、真っ赤に燃え上がっている。というもノロというコークスの燃えカスが周囲の野原に捨てられて燃え続けているわけです。公害について無知だった時代の話です。それはさておき、その労働者、砂川事件で逮捕されたのは、23人ですが、起訴されて有罪になったのは7人で、その内、学生が3人、労働者が4人。その労働者の内3人が、この川崎の日本鋼管川崎製鉄所の労働者、そういうことなんです。

そんなことで、川崎駅から立川まで南部線というのが走っています。非常にのろのろ行くのですが、1本で立川まで行かれます。その電車に乗って、支援に行っていたという話を元被告人の方からよく聞きました。それで、どれくらい盛り上がった運動になったかということ、その南武線の電車の中で、川鉄労組の人たちが、支援に行く時にカンパを集めた。そうすると、そんな電車の中で、そういうことをやっていいのかどうかわかりませんが、車掌さんが来る。しかし車掌さんも見て見ぬふりをして、何ていうんですか、実際言ったかどうかわかりませんが、ご苦労様とか頑張ってくださいというような雰囲気の時代だったそうです。それぐらい、当時砂川闘争というのは、大衆運動になっていたということです。現地の農民だけじゃなくてそういった国民的に盛り上がった闘争だった。まだ1957年ですし、直前には朝鮮戦争もありましたから、戦争につながるような基地に対する反対

運動には、国民の間に大きな共感があったようです。

それで、そのデモ隊が、基地の中にある農地の測量を阻止しようとして中に入ろうとする。しかし、柵があって入れない。それが、押し合って数メートル、中に入っちゃったというんですね。4、5メートル、あるいは2、3メートルですが。それで、本当は、それが普通の軽犯罪法とか、柵も壊したんだから器物損壊とか、そういうような罰条でもいいんですけども、あえて検察も最初の器物損壊か何かを引っこめちゃって、柵を壊したこの方は問わないで、中に入ったという刑特法でいきたくったようです。刑特法でいきたい。それは、刑特法を適用することによって、米軍駐留が違憲じゃないことを、安保改定交渉のために示したかったのではないでしようか。まさか、伊達裁判長が、駐留米軍違憲で無罪判決を出すとは思わなかった、全く寝耳に水だった。だから先ほど解禁文書に見たような日米両政府の周章狼狽ぶりという事になるわけです。

さて、次にレジメの4、5、6、田中長官のこういった行動についての分析、検討に入ります。それについては、対米従属の司法といった話が出てきます。それは結構受ける話のようですが。もちろん、司法権の独立を無視したという批判がまずあります。そして、アメリカに従属して、アメリカの思うような判決を出したという、あるいはもっとアメリカの圧力があつたとか、日米両政府の圧力があつたとかいうような話が出るわけですね。それは、そうかもしれない。それは、そうかもしれないけれど、私はそのまとめ方には疑問があります。そういう皮相とか短絡的という言い方はいけないかもしれませんが、それじゃ、田中長官の行動は説明がつかないんじゃないか、解明できないのではないか、ということです。

確かに裁判情報を利害関係のあるアメリカに、一番利害関係のあるアメリカに漏らすというのは、評議の秘密について裁判所法75条の規定がありますが、それにはっきりと違反しているわけです。評議の秘密というものを裁判官は、守られないといけない。裁判所法75条2項の評議の秘密というのは、あまり聞かないでしょうから、ちょっと読みます。「評議は、裁

判長が、これを開き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。」とあります。まさしく田中長官の行動というのは、この通りのことに違反しているわけです。評議の経過を述べて、更に裁判官15人の意見の分類をして、コメントを出しているのですから。そういうことですから、裁判所法75条違反は、全く間違いない。

それから、司法権の独立というのは、皆さんご存じのように三権分立の中の話ですね。そして、これは何も新しい憲法でにわかに出てきたものではなくて、これも皆さん、よく聞くと思うんですが、大津事件という明治の初めの頃の事件があります。それは、来日中のロシアの皇太子を警護にあたっていた警察官が切りつけた事件ですが、この警察官をどう裁くかということで、時の政府が、ロシアに対する政治的な配慮から、皇室に対する罪を適用して死刑にすべしという圧力を裁判所に対し猛烈にかけたわけです。ところが、当時の大審院院長の小島惟謙という人、これも高校の教科書にも出てくる有名な話ですが、こういう長く白髭のある、大審院院長、今の最高裁長官にあたりますが、その人が、強力な圧力を突っぱねて、いろいろな経過を経て最終的に、日本の皇室に加えた罪ではなくて一般の刑事罰で、無期徒刑にした。死刑を拒否したんですね。

これが、日本の司法権の独立を不羈不拔ならしめたとか、護法の神とか、後々常に賞賛される行動であったわけです。そういうことで、司法権の独立というのは、日本国憲法が、「司法権は最高裁判所及び下級裁判所に属する」とか、「裁判官は、良心に従い独立して職権を行い憲法及び法律にのみ拘束される」と言ってるだけでなく、実践に支えられた明治以来の伝統があるわけです。それをやすやすと捨てて、田中長官は、政治的な活動をした、日米両政府の意向に沿って行動したというように批判されるわけです。

それで、結果的に日米両政府が望むとおり、全員一致で、この伊達判決、一番の伊達判決を破棄して差し戻しました。それも、レジメ注の日付にあ

るように、その年の内に判決を出した。伊達判決が、1959年3月30日。そして、その年の12月16日に最高裁判決を出して、非常に安保改定交渉に差し障りのある伊達判決を破棄したわけです。そういうことで、この異例の早さというのも驚くべきことだと思います。

それで、G73書簡の中にもあるように、砂川の第一審判決というのは、非常に日米安保改定交渉に、ネックに、障害になっていたことは事実であったことがわかります。最初は7月結審、9月判決を経て、9月に新条約の調印というような日程も上っていたようですが、結局は、これでも早いと思います。12月までずれ込んでしまった。12月判決で、1月調印。

ということで、少し中身に入ります。田中長官の行動、司法権の独立、裁判官の独立を無視して、しかも裁判所法の75条にも、はっきりというか、まさにまさしく正反対の事を、文字通りの事をやっているというようなこと。これが、どういうことなのかということ。結論から先に言えば、私はこれは日米両政府の介入があつて云々ということよりも、それもあるかもしれないけど、田中長官自ら、自分の意思で非常に進んでやったんじゃないか、自分の信念に基づいてやったんじゃないかと思うわけです。田中さんにとっては、別に言われてやってることじゃなくて、むしろ率先して司法の場を使ってやりたいことをやったんだと思うのです。

レジメの最後、こういう司法を使って何か信念を実現する、時の政治的なニーズに応えるというのが、司法積極主義ということで、肯定されるのかどうかという問題ですが。田中長官の行動は、いわゆる司法積極主義なのかという話です。司法というのは、ただ法律を適用して、判決を出すというだけじゃなくて、その際に、いろんな判断が入るわけです。それが、その社会のニーズにとって、適切な裁判なのかどうかという問題は必ずあるわけです。ただ、スロットマシンのように事件に法律を適用すれば、法律のところに入れば、判決が自動的に出てくるというようなものじゃないですね。それは、皆さん、勉強していらっしやると思います。そんな時に条文解釈もあるだろうし、事件についての事実認定の問題もあ

るだろうし、いろんなところで、いろんな判断が入ってくるわけです。

そして、結果的にどういう判決を出すかという問題なんですが、単に受動的に、中立的に、社会的ニーズとか政治とか思想とか、そういうものに係わらない中立的判決を目指した方がいいんだという、いわば司法消極主義的な考え方もあります。一方司法によって、その時々々のニーズに応える、ニーズって一言でいってもいろいろあると思いますが、社会が求めている新しい方向、公害の訴訟とか、福祉の保障とか、医療の問題とか、差別の問題とかいろんなことで、どういうふうに時代の中で、裁判所が判決を出していったかということが問われるという考えがあります。それは、プラスの意味で、いい意味で司法の積極主義というようなことが求められるわけです。

では、田中長官の行動ですが。この当時の国際情勢について、日米関係について、今の言葉で言えば、日米同盟の強化や深化というようなことにもつながるような話かもしれませんが、日米安全保障条約によって米軍の日本駐留を認める、日本は、憲法9条のネックがあって、なかなか再軍備ができないから米軍にいてもらう、それは世界的な正義の実現のためなんだという確信が、田中さんにはどうやらあるらしいのです。そういうことで、一応ある意味では、政治的あるいは思想的な、自分の考えに基づいて積極的に司法を使って何かをやるという意味では、田中長官の行動は司法積極主義なのかもしれない。ということは、あるのですが。では、その司法積極主義でやった結果が、どういう事なのかという話になると、どうもそれは、いいことなんだといえない部分があって、非常に悩ましい問題になってくるわけです。

その辺を、もう少し立ち入って分析します。田中さんとしても、裁判官或いは最高裁長官の仕事をするに際し、司法権の独立、裁判官の独立とか、裁判所法75条の問題というものがある、というのは当然よく承知しているはずですが。しかし、それら裁判官が守るべき基本中の基本原則をかなぐり捨ててまで、なぜこんなことをしたのかという疑問です。

それから、個々の裁判官15人が、それぞれ自分の良心に基づいて独立して判断するわけでしょう。それなのに少数意見を排除して、全員一致、全員一致でとにかく、一審判決は間違いだということをはっきりさせたい。これにものすごく拘っているんですね。そういう意味ではある意味、「裁判官の独立」、個々の裁判官にとっての裁判官の独立を侵害するような強力な訴訟指揮もあったかもしれない。ということが、推察されます。

田中さんにとっては、裁判官の独立ということで、長官である自分の独立のことを考えていて、自分がフリーハンドで、何とつかこの場合、政治的活動をするということの意味のようです。それで、もう少し時間がありますので、田中さん自身の言葉によって見ていきたいと思いますが、私の結論としては、法律を無視して、そして法律からも独立して、自由に三権の一つである司法権の長として、あえていえば政治的に内外で活動することが、田中長官にとっての司法権の独立であるというように考えられるんじゃないかと思うのです。だから、田中長官は、司法権の独立を放棄しちゃうんじゃないくて、独立して政治的活動をしたということかもしれないというように思うわけです。

それですね、私の先生である、本学の堅田研一先生の先生でもありますが、法哲学者の井上茂先生が田中さんをどう評価しているかというのと、「とくに、戦後は法学者としての長年の理論的・思想的蓄積が立法・行政・司法の頂点にあつての仕事に具体化される諸過程で、その法哲学は、優れて、具体的な形で展開され、その自然法の立場を具体的事象にそくして実証するという試みが重ねられている」（鈴木竹雄編『田中耕太郎 人と業績』有斐閣1977、44頁）と言います。そのような井上先生の田中評価を手がかりにして私は、司法による自然法の実践という視点で、田中長官の行動を分析できるんじゃないかと考えました。そういうように見ていかないと、より中に立ち入った深い田中批判ができないのではないかと思うのです。

そういう観点での分析を先程触れた共編著の論説編で「砂川事件と田中

最高裁長官」という題で書きました。この本は、本学の図書館にも収蔵されていますので詳しくは、ご覧ください。

それで、分析のキーワード、自然法の実践ということですが。皆さん、どういうふうに自然法というのを思っているか分かりませんが、一般的には何かいいものだっていう感じがするようですね。多分。それで、私のこの論文の分析も、田中長官を擁護しているとか（高く）評価しているのでは、と誤解されている向きもあるようです。繰り返しになりますが、田中さんの考えの中に入り込まなければ、本当の意味で、批判できないんじゃないかということで、より深く批判するためにというのが、私の意図していることです。

ところで自然法論ですが、これは、普遍的な偏よらない誰にでも通用する、時間も空間も越えて、時代や場所を越えて通用する普遍的な価値があり、自然法は、それを体現しているということです。そういう本質の内容をもっているということです。田中さんは自然法論者であり、自然法の立場に立つ法哲学者だということは、知られているとおりでその立場からいろいろお書きになっています。しかし、その田中さんのいう自然法というのはどういうものか、どういう内容なのか自然法論自体についてなにか特別なものを書いているわけではありません。そもそも田中耕太郎さんは、法哲学者でもありますが、商法がメインの学者です。そういうことですが、初代の日本法哲学会の会長でもあり法哲学者としてのプライド、自負も持っている方です。口頭弁論終了後の記者会見（1959.9.19『読売』、『朝日』参照）で、「法哲学者としての範囲は、常に逸脱していないと思う」と述べています。

それで田中さんが、自然法ということと言っているところは、トマスの自然法論です。「トマス・アクィナス」って聞いたことがあるでしょう。トマス・アクィナスという中世のキリスト教の神学者、『神学大全』という、非常に大変なものを残された神学者です。その流れの中の自然法論を継承する人をトミストと言いますが、田中さんもカトリック信者であり、法哲

学者としては、トミストです。トマスが、神学大全の中で、法について述べていることを簡単に言いますと、まず、時空を超えて普遍的に通用する正しさがある。その根源は天地創造の、キリスト教ですから天地創造の神、その神様の計画、天地創造の企画書である永遠法に始まります。それを神によって造られた被造物である人間の中に自然法としてインプットしていると言うんですね。それは、人間がいろんなもの、悪魔の作用とかを排除して、良心が汚されていないければ、よく見れば自分でそれを知ることができる、自然法を知ることができる。その普遍的な時空を越えた価値を体现する自然法の教えの、一番根本的な第一原理的なものは、善を追及して、悪を避けなさいということです。それで、具体的に何が時空を越えた普遍的な善かということになってくると、難しいんですが、具体化の流れは、自然法から人定法、人間が定める法になってきます。神の掟、神の摂理が人間の中にインプットされたのが自然法で、これを人間は汚されていない心で見れば、みんな同じものがわかるということで、誰にでも通用する。そういうことで、さらに自然法が具体的に人定法になってくると、人間の必要によって、あるいは時代の必要によって、いろんなものが出てきます。しかし遡って、この自然法に違反するような人定法は、それは法として効力がないという話につながります。

そういうことで、田中長官の話に戻ります。田中大法廷判決を規律したものが何なのか、田中さんに沿って見ていきますと、アカデミズムと人格的活動ということですが。そのアカデミズムという意味は、裁判官の仕事は、科学的な仕事で、裁判の判決の形成過程は学問的な方法に似ている。しかし裁判官の活動というのは、歴史家とか法学者のようなアカデミックな仕事だけに留まらない。裁判官の仕事は特殊な活動で、それは社会技術家的活動によって総合されなければならない。学者的な活動とは違った特殊の個人的実際の才能を必要とする。裁判官の人格の力を度外視しては、真に裁判らしい裁判はできないと言います。具体的な事件に関して、人格の力をもってなされる正義と公平の宣言でなければならない。裁判官は、

その人格の力によって、法技術に支配される代わりに法技術を支配しなければならない、というようなことを言っています。それで、そのためにこそ司法権の独立、あるいは裁判官の独立というものが保障されているんだということで、裁判官の人格的な活動の自由を保障するために司法権の独立、裁判官の独立という制度的な保障があるんだという話につながります。

それで、私がさっき皮肉を込めて言ったのは、田中さんにとっての司法権の独立、裁判官の独立というのは、それを駆使して、自由にフリーハンドで、この場合はですね、この砂川第一審伊達判決を潰すことに非常な手腕を発揮することであったわけです。

それは、冒頭で紹介した未浪さんが発見された、判決翌日12月17日発信の米解禁文書で、マッカーサー大使が絶賛しているところです。「この最高裁判決で、全員一致の破棄判決が出たのは、田中長官の政治的手腕によるところが、非常に大きい」と絶賛した手紙を国務長官に送っています。

それで、それがそういうことだとして、では田中さんにとっては、こういう政治的手腕の発揮に際し、全く恣意的で、自分を規律するものが何もなかったのかというと、そうとは思えない。それは田中さんの立場から言えば、自然法によって、自分の裁判活動、自分の人格力を発揮する判決形成過程が、支配されていたんだということなのでしょう。裁判官が人格力を発揮するということになると主観的な恣意の支配、主観的に自分がいいと思うようなことで、客観性がないようなことになってしまうのではないかという恐れがあるわけですが、その点につき、田中さんにとっては、自分の人格的裁判活動を規律したのが、自然法であったんじゃないかということです。

さらに田中さんは著作の中で、新しい憲法、新憲法の基調である普遍的人類主義、国際主義、平和主義、そういう理想主義こそは、まさに自然法論に合致するんだと言っています。だから、田中さんは、自分の活動、裁判活動は、そういう憲法の本質にも合致するものだと思っているんだろうと思います。

ところがなんですね、ところが、ご自分はそう思っているようだけれども、現実には具体化されるとどういうことになってきていたのかということを見てみます。この時代ですが、イデオロギー対立、冷戦、冷戦という言葉は、皆さん聞いたことがあるでしょうか。今は、共産圏が崩壊して冷戦、イデオロギー対立というものも何かはつきりしないようなことになっていきますが…。しかしこの田中さんの時代は、二つの世界というのが、非常に問題になっていた時代なんですね。それから、1950年には、朝鮮戦争があり、朝鮮が、南北2つに分かれました。そういう時代の中で田中さんは、はっきりと確信を持って、共産主義というものが自然法に反すると思っていたようです。というのは、共産主義は人間の自由を潰すというように思っている。そういうことで、筋金入りの反共主義者です。しかしですね、この1959年の時点は、ソ連のフルシチョフ首相が国連総会で演説するためアメリカを訪問するとか、日本の国会議員が、中国を訪問しているということがあります。これは、はからずも先程触れた田中長官の会見記事(1959.9.19)の横に写真入りで大きく報じられています。ということで、そういうイデオロギー対立だけじゃないそれを越えた時代の動きも出てきていたわけなんですね。共産主義対資本主義とか、あるいは自由主義とか民主主義といった対立軸を超えた動きが見られ始めていたように思います。共産主義陣営と、自由主義陣営の、絶対的な対立が相対化される兆しが出てきていたように思いますが、当時の田中さんは、国際情勢のそういう兆しや方向に頑固に背を向け、とにかくこの二つの世界の対立というのはどうにもならない、これは戦争も辞さずにやっつけなければならないとまで言うわけですね。やるかやられるかの戦い。ここから、田中さんの言動は、もう急にすごいことになってきます。正しい戦争というのがあるということなんでしょうね。

そこまでが、自然法論の具体化として認められるのかどうか、甚だ疑問ですが、田中さんはそれに基づく裁判活動として、どうしても砂川伊達判決を潰さなければならない、これはもう世界的な使命だというようにまで

思えるところが、すごいですね。その辺り、田中さん自身の言葉を引用しながら説明いたします。

原子力を応用しうるまで進歩した科学技術の力を応用した現代戦争の惨害の拡大は、「戦争なる現象が、存在する当然の結果である。問題は、如何なる原因によって戦争が惹起されるか、それが、正当原因によるものなのか否かに存在するのである」と言って第一次大戦以降、朝鮮動乱に至る戦争を、一方陣営の不正当原因によって惹起され、それを制圧するに際して払われた「代償は極めて大であったが、要するに、正義と自由が究極の勝利を占めつつある」と言っています。

そういうことで、こういう二つの世界が対立しているような時代、田中さんにとっての現代の世界情勢の下では、いかなる国家も戦争に際し中立を守るのは難しいんだと言います。それで、「しかし世界恒久平和の確立と全人類の福祉の増進という共同の理想」、これはまさに田中さんとしては、日本国憲法にも合致する普遍的な善なんでしょうね、その「実現に各国家、各民族が協力する法律的、道徳的義務を負担するという立場において考えるならば、そこに崇高な積極的意味が感じられなければならない」と言います。

しかもそれが、人類普遍の民主主義的原理による統治、世界恒久平和、基本的人権の保障といった国際社会の政治理想と完全に一致し、著しく国際主義的な点が、新憲法の特色であるから、こういうことは新憲法の精神に則っているんだということです。

それで、二つの世界の「問題の解決は、残余の諸国家が暴力で以って、ソ連的世界国家群に編入されるか、それとも自由の諸国家が、一方、暴力による侵略を制圧する軍事的、経済的、その他の実力を具備することによって自己防衛の実を挙げ、他方、平和と民主主義のイデオロギーの全世界・全人類への普及徹底によって、民主的な世界を漸次に拡張することができるか否かにかかっているのである。そうしてそれを可能ならしめるには、我々が平和及び民主主義の最も熱烈な使徒として、如何なる犠牲もそのた

めに惜しまない覚悟をもつことが要望せられる」とまで言っちゃうんですね。

ここまでくると、ちょっとついていけない気がします…。しかし、これを読んでいると、今の安倍首相が言っていること、安倍さんのいわゆる、いわゆるですね、積極的平和主義を彷彿させるようなものがあるように思えます。それはそれとして、どうなのかなという気がします。正しい戦争、正しくない戦争があるという前提。絶対この二つの世界は、妥協できないもので、一方が一方に飲み込まれちゃうことになる。そうならないように、我々は手段を尽くして奮起して相手をやっつけなきゃならない。そのためには、躊躇してはならない。これは、田中さんの著書からみんな引いている言葉です。詳しくは、先程触れた布川論文中の出典表示をご覧ください。

そういうことになってくると、レジメの最後の検討、田中さんの司法による自然法の実践、これが司法積極主義だとして、いいことなのだと、肯定できるものなのかどうか、非常に疑問を感じざるを得ません。以上で終わりにします。 (講演日 2014. 6. 23)